

## 行政委員の報酬のあり方検討について

### 1 行政委員会について

#### (1) 行政委員会の制度及び趣旨

行政委員会とは、地方自治法第138条の4及び第180条の5に基づき、都道府県に設置が義務付けられている執行機関たる委員会又は委員である。

行政委員会制度は、戦後、首長への権限集中排除や民主化政策の推進の観点から導入されたものであり、地方自治法及び個別法で、都道府県には「教育委員会」、「選挙管理委員会」、「人事委員会」、「公安委員会」、「労働委員会」、「収用委員会」、「海区漁業調整委員会」、「内水面漁場管理委員会」の8つの合議制の委員会と「監査委員」を置くこととされており、いずれの機関も必置とされている。

#### (2) 行政委員会の担当事務、権限等

行政委員会は、いずれも普通地方公共団体の執行機関であり、普通地方公共団体の長から独立した機関である。法令等に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負うものである。(地方自治法第138条の2)

また、普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。(地方自治法第138条の4第2項)

なお、行政委員会は、予算の調製・執行、議案の提出等の権限を有せず、首長の専権事項となっている。(地方自治法第180条の6)

### 2 行政委員報酬について

#### (1) 支給根拠

行政委員会の委員報酬については、地方自治法で下記のとおり、「勤務日数に応じて支給する」(日額制)とされているが、ただし書きにおいて、「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」(月額制)と定められている。

〔地方自治法〕

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## (2) 本県の状況

本県の各行政委員会の委員報酬については、「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」において下記のとおり定めており、月額制を採用しているところである。

委員会名	区 分	報酬の額
教育委員会	委員長	月額 227,000円
	その他の委員	月額 184,000円
選挙管理委員会	委員長	月額 184,000円
	その他の委員	月額 147,000円
人事委員会	委員長	月額 227,000円
	その他の委員	月額 184,000円
監査委員	識見を有する者の中から選任された者	月額 259,000円
	議会の議員の中から選任された者	月額 108,000円
公安委員会	委員長	月額 248,000円
	その他の委員	月額 201,000円
労働委員会	会長	月額 227,000円
	公益委員	月額 184,000円
	その他の委員	月額 168,000円
収用委員会	会長	月額 108,000円
	その他の委員	月額 88,000円
海区漁業調整委員会	会長	月額 65,000円
	その他の委員	月額 56,000円
内水面漁場管理委員会	会長	月額 42,000円
	その他の委員	月額 37,000円

※行財政構造改革大綱2008に基づき、平成21年度から平成24年度まで、上記報酬月額から10%カット中。

### 《参考：本県における月額設定の経緯》

行政委員は、高い専門性や識見のもとに、独立した執行権を有する行政委員会の委員として県行政の重要な一翼を担っており、こうした職務内容や社会的な責任の重さ等から月額で設定してきた経緯がある。

《参考：報酬額の改定状況》

知事等の給料等の改定時に、併せて非常勤の行政委員の報酬についても、知事等の給料等の改定率や職務内容の変化等を参考に改正している。

区 分		H元. 4. 1～	H4. 4. 1～	H7. 12. 1～
教育委員会	委員長	186,000	210,000	227,000
	その他	152,000	171,000	184,000
選挙管理委員会	委員長	152,000	171,000	184,000
	その他委員	121,000	136,000	147,000
人事委員会	委員長	186,000	210,000	227,000
	その他委員	152,000	171,000	184,000
監査委員	識見選任	213,000	240,000	259,000
	議員選任	89,000	100,000	108,000
公安委員会	委員長	186,000	230,000	248,000
	その他委員	152,000	186,000	201,000
労働委員会	会長	186,000	210,000	227,000
	公益委員	152,000	171,000	184,000
	その他委員	138,000	156,000	168,000
収用委員会	会長	89,000	100,000	108,000
	その他委員	73,000	82,000	88,000
海区漁業調整委員会	会長	54,000	61,000	65,000
	その他委員	46,000	52,000	56,000
内水面漁場管理委員会	会長	35,000	39,000	42,000
	その他委員	31,000	35,000	37,000

(3) 他県の報酬額の設定状況

別紙「参考資料1」参照

すべて日額支給	1 (静岡)
一部の例外を除き、すべて日額支給	1 (神奈川)
すべて日額と月額を併用して支給	2 (青森、熊本)
一部日額支給	1 7
すべて月額支給	2 6
	4 7

#### 《参考：月額制を採用している県の一般的な理由》

- ① 法や条例に基づく権限の行使を前提とした審議決定の職責、就任中の制限、自己研鑽の必要性などからすれば、一般的な労務提供とは異なること。
- ② 委員会や諸会議のほか、審議事案の検討や自己調査などの業務もあり、単に委員会の回数や審議時間のみをもって、委員の業務量を判断することは困難であること。
- ③ 適性（高い専門性や識見）を備えた人材の確保の必要性など、職務内容だけでなく多様な要素を勘案する必要があること。
- ④ 全国的にも月額で措置されていること。

### 3 見直しの背景等について

#### (1) 他県の住民監査請求事例

月額報酬の支給差し止めと日額報酬制導入を求める趣旨の住民監査請求が、20都府県に対し行われた。

各都府県監査委員は、いずれも請求を却下もしくは棄却している。

宮城県、山形県、福島県、栃木県、東京都、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県

#### (2) 他県の裁判事例

上記20都府県のうち16都府県において、監査結果を不服として、住民訴訟が提起されている。

宮城県、山形県、福島県、栃木県、東京都、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、徳島県、高知県、鹿児島県

このうち、滋賀県は1審及び2審で県が敗訴し現在上告中、兵庫県は1審で県が勝訴（原告が控訴中）、愛知県は1審で県が勝訴、その他の都府県は1審係争中である。

#### 《滋賀県：労働、収用、選管の各委員についての訴訟》

大津地裁判決（平成21年1月22日）

〔判決抜粋〕

普通地方公共団体は、法203条の2第1項所定の非常勤の職員に対しても、特別な事情がある場合には、同条2項本文の例外として、同項ただし書きに基づき、条例で特別の定めをすることにより、勤務日数によらないで報酬を支給することができるが、本件で問題となっている選挙管理委員会、労働委員会、収用委員会の各委員については、それらの委員が法律上明文の規定をもって非常勤とされている以上、上記のような例外的取扱いは、その勤務実態が常勤の職員と異ならないといえる場合に限られるというべきである。

（略）到底常勤の職員と異ならないとはいえず、法が、このような勤務実態を有する本件委員らに対し、勤務日数によらないで報酬を支給することを許しているものとは

解されない。

## 大阪高裁判決（平成22年4月27日）

〔判決抜粋〕

法203条の2第2項は、同条第1項所定の非常勤職員に対する報酬はその勤務日数（勤務量）に応じて支給するとの同条2項本文の原則は堅持しつつ、そのただし書において、各地方公共団体の議会が制定する条例をもって特別な定めをすることができることを認めたものであるところ、本件ただし書に実体的な要件は規定されていないから、原則的には、本件ただし書によって条例で特別な定めをするかどうかは議会の裁量にゆだねられていると解するのが相当である。

（略）本件ただし書を適用して条例で特別な定めをするかどうかは、地方公共団体の議会が、本件ただし書の趣旨目的を踏まえて、対象となる非常勤職員の職務内容及び勤務態様等の具体的事情を考慮し、月額報酬制等をとるのを相当とするような特別な事情があるかどうかを判断して、裁量によりこれを決するものということになる。

（略）非常勤の本件委員らについて月額報酬制を採用している本件規定に係る議会の判断が裁量の範囲を逸脱して違法でないかどうかは、このような社会情勢の大きな変化を前提としつつ、当該職務の内容・性質や勤務態様、地方の実情等に照らし、法203条の2第2項本文の日額報酬制の原則によらずに月額報酬制をとるのを相当とするような特別な事情があるかどうかを検討し、もって本件規定が同条項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっているかどうか、そしてそのような状態が相当期間内に是正されていないといえるかどうかによってこれを決すべきものと考える。

（略）（収用委員会の委員について）これらの勤務実日数をみる限り、勤務の実情について月額報酬制をとることが相当な特別な事情があるとみることは困難と思われる。また、本件証拠上、控訴人が主張する裁量の要素で、既に述べたほかに、月額報酬制をとるの相当との判断を基礎づけるに足る具体的事実を認めることはできない。

（略）（選挙管理委員会委員長について）勤務は1か月に1週間程度であってそれなりの負担であり、計算による1日当たりの金額も著しく不合理なものでもないとの判断もあり得るといえる。そこで、当不当ではなく、裁量の範囲を逸脱して違法かどうかという観点からは、同委員長について現在の月額報酬制をとる本件条例中の本件規定が、法203条の2第2項本文の日額報酬制の原則と矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっているとは直ちに断じたいというべきである。

（略）滋賀県選挙管理委員会委員長を除くその他の本件委員らについて本件規定が採用している月額報酬制は、現時点では法203条の2第2項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態となっており、その状態が少なくとも平成15年度以降継続し、既に是正のために必要な相当期間が経過しているものと認められる。したがって、本件規定は、許された裁量の範囲を逸脱して違法、無効というべきである。

しかし、滋賀県選挙管理委員会委員長については、月額報酬制をとる本件条例中の本件規定が、現時点で法203条の2第2項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっているとは直ちに断じ難く、いまだ議会の裁量の範囲内にとどまっているものというべきである。

## ≪兵庫県：すべての行政委員についての訴訟≫

### 神戸地裁判決（平成22年4月27日）

〔判決抜粋〕

職務の内容及び性質等に照らし、登庁して会議等に出席する以外にも、通常、勤務時間として把握し切れない機会に職務遂行のため諸々の調査研究を行うなど役務を提供していると見るべき場合が相当程度あるのであれば、勤務日数のみでは提供した役

務の質を的確に評価できないものとして、報酬を月額制又は年額制とすることに合理性があるといえる。

(略) 非常勤職員の種類ごとに個別に規定することが立法技術的に容易ではなく、むしろ、各普通地方公共団体の議会がその実情も踏まえて判断することが相当と考えられたため、非常勤職員一般について、非常勤という共通項に着目して報酬日額制を原則とする体裁を採ったと解されるから、同項の規定から、直ちに行政委員会の委員につき日額制以外の報酬支給方法が許される余地は少ないということはず、上記のとおり、その判断は、原則として普通地方公共団体の議会の裁量に属するといふべきである。

(略) 公正性や中立性を確保するため、法令により、任期中を通じて、一定の活動の制限や服務上の義務が課されている者がいることが認められるほか、本件各委員らの中には、委員会の会議（定例会議及び臨時会議を含む）の出席以外にも、その活動として、県議会への出席のほか、委員会活動に関連する公式・非公式の各種行事などに出席している者、及び委員会の会議の開催前後に資料や議案の検討に相当の時間を割いている者等がいることが窺える。したがって、本件における原告らの主張及び当事者双方の立証による限り、兵庫県議会が、本件各委員らについて、委員会の会議等への出席日数という勤務日数に応じて報酬を支給するよりも月額報酬を支給することが相当と判断し、本件条例2条、別表第1を制定したことが立法裁量の範囲を逸脱又は濫用したものであるといふことはできない。

#### 《愛知県：監査委員以外の行政委員についての訴訟》

名古屋地裁判決（平成22年7月15日）

[判決抜粋]

（教育、公安、選管、人事、労働については却下。収用、海区、内水面について本案審理）

いかなる場合に日額制以外の方法による報酬を支給するかは、条例制定権を持つ議会の広範な裁量にゆだねられているものと解するのが相当である。もっとも、(略) どのような職種の非常勤職員に対しても日額制以外の方法による報酬支給が認められると解することはできず、その職種の職務の内容及び勤務の態様に照らし、日額制以外の方法による報酬支給が相当と認められる職種に限られるといふべきである。しかし、上記のとおり、条例制定は議会の広範な裁量事項であり、地方自治法の解釈においても地方公共団体の自主立法権を尊重すべきであるから、議会の判断は原則として尊重されるべきであり、同法203条の2第2項ただし書に基づく条例が当該ただし書によって議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱したものであるといふためには、当該非常勤職員の職務の内容及び勤務の態様に照らし、明らかに日額制以外の方法による報酬支給が不相当であると認められる場合に限られるといふべきである。

(略) 本件3委員会（収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会）の委員の職責や勤務の態様は、行政委員会の委員ではない他の非常勤の職員とは大きく異なるものであり、その勤務量を勤務日数のみによって量ることはできない面があることから、その報酬の支給方法についても、必ずしも日額制を採用しなければならないとまではいえず、本件3委員会の委員の報酬について月額制を採用したことが、議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを乱用したものと認められない。

#### (3) 全国知事会及び他県の見直し状況

全国知事会の行政改革プロジェクトチームでは、14の行政改革テーマについて今後の方向性を議論しており、22年7月15日の全国知事会において、中間報告が行われた。行政委員会の報酬見直しも1つのテーマとなっており、以下のとおり、課題と改革の方向性が示された。

### 【課題】

- ・日額報酬の水準設定

日額化を行う上で、支給対象とする業務の範囲や会議出席以外に自宅等で行う調査や資料推敲等の業務、職務の性質、職責等をどのように報酬額に反映させるかが課題である。

- ・各団体における見直し基準の設定、運用面における規程の整備

各団体において委員報酬を見直す際の見直しの基準及び考え方、運用面に関しての整備を図る必要がある。

- ・司法判断への留意

住民監査請求等係争中のため、見直しの検討ができない、あるいは、見直しは検討しているが、司法判断も踏まえて見直しを行う予定の団体がある。

### 【改革の方向性】

行政委員の報酬については、地方自治法第203条の2第2項「その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」の趣旨を十分に踏まえ、検討を進めるべきである。

ただし、全国調査の結果、現段階では見直しを実施した都道府県はまだ少数で、地方自治法の規定についての捉え方も各県により様々であること、また、司法判断を踏まえて見直す予定としている団体があること等から、全国一律の基準をもって見直すことは困難である。

今後、既に見直しを実施した団体の見直し結果の内容、手法などを参考に、司法判断の状況等も踏まえつつ、各団体の実情に合わせ、各都道府県が自主的に見直しを進めていくこととする。

※他県の見直し状況 別紙「参考資料2」参照

## (4) 本県における見直しの考え方

《知事定例記者会見質疑（平成22年7月13日）抜粋》

記者『岡山県は行財政構造改革に取り組んでおられますが、この主要テーマと位置づけている左の4テーマ（※全国知事会での行政改革テーマのうち、行政委員報酬の見直し・国関係法人への支出の総点検・天下りの全廃・随意契約に係る情報公開のあり方）について、岡山県ではどういうふうに進められるのでしょうか』

知事『特に、この中で喫緊の課題としてとらえておりますのは、行政委員会の報酬の見直しの問題でありまして、本県では、多くの県と同じように、現在、報酬は月額で設定をしているところではありますが、今回の中間報告の中にも出ておりますとおり、幾つかの県において、もう既に裁判の判例等を受けまして日額化する等の動きがあります。

また、現在係争中の県も幾つかあると承知をしておりますが、私自身は、今回の中間報告がまとまっていけば、これを受けて、まずは地方自治法の趣旨を踏まえて、日額を基本として各団体の実情に合わせて自主的に取り組み、見直しを進めていくということにまとまるということになりますれば、本県といたしましても、そういう方向に向かって検討を進めていきたいと考えておりますので、今月末にも、県内の各分野における有識者から成ります検討委員会を立ち上げまして、適切な報酬のあり方について検討を進めていきたいと考えております。』

#### 4 スケジュール（案）について

時 期	内 容	備 考
7月30日	第1回検討委員会（概要説明）	
10月上旬	第2回検討委員会（議論、意見の集約）	
12月中下旬	第3回検討委員会（報告案の最終調整） 知事への報告 → 県としての方針検討	
2月下旬	条例改正案提案（2月議会）	
4月	条例施行	

非常勤の行政委員会委員の報酬額の状況

平成22年4月1日現在

都道府県名	適用年月日	教育委員会				選挙管理委員会				人事委員会				公安委員会				労働委員会					監査委員				収用委員会				海区漁業調整委員会				内水面漁場管理委員会				
		委員長	順位	委員	順位	会長	順位	公益委員	順位	労使委員	順位	委員	順位	議員	順位	会長	順位	委員	順位	会長	順位	委員	順位	会長	順位	委員	順位												
1 北海道	H21.4.1	345,000	5	300,000	5	335,000	4	240,000	5	345,000	5	300,000	5	335,000	6	240,000	8	345,000	5	290,000	4	270,000	5	—	—	140,000	9	日 27,000	—	日 24,000	—	50,000	26	35,000	26	50,000	12	35,000	17
2 青森県	H22.4.1	月額98,000 日額20,000	—	月額89,000 日額18,000	—	月額96,000 日額20,000	—	月額84,000 日額18,000	—	月額98,000 日額20,000	—	月額89,000 日額18,000	—	月額98,000 日額20,000	—	月額89,000 日額18,000	—	月額98,000 日額20,000	—	月額84,000 日額18,000	—	月額75,000 日額18,000	—	月額89,000 日額18,000	—	月額50,000 日額18,000	—	月額36,000 日額20,000	—	月額32,000 日額18,000	—	月額27,000 日額20,000	—	月額23,000 日額18,000	—	月額27,000 日額20,000	—	月額23,000 日額18,000	—
3 岩手県	H18.4.1	189,000	41	171,000	38	189,000	30	171,000	27	189,000	39	171,000	37	189,000	42	171,000	38	189,000	40	166,000	38	151,000	34	227,000	28	96,000	39	189,000	17	171,000	16	57,000	23	45,000	24	28,000	24	25,000	24
4 宮城県	H18.4.1	241,000	14	202,000	13	241,000	10	202,000	12	241,000	10	202,000	13	241,000	14	202,000	14	241,000	12	221,000	10	202,000	10	395,000	6	141,000	8	206,000	13	171,000	16	59,000	22	45,000	24	59,000	7	45,000	7
5 秋田県	H18.7.1	185,000	42	172,000	36	185,000	32	172,000	25	185,000	40	172,000	34	185,000	43	172,000	36	185,000	41	172,000	34	152,000	33	110,000	42	110,000	30	128,000	21	90,000	21	28,000	27	25,000	28	28,000	24	25,000	24
6 山形県	H18.4.1	192,000	37	171,000	38	176,000	36	149,000	35	192,000	34	171,000	37	192,000	37	171,000	38	192,000	35	149,000	42	138,000	41	176,000	40	96,000	39	69,900	32	61,500	31	27,900	28	25,100	27	27,900	26	25,100	23
7 福島県	H7.10.1	241,000	14	210,000	12	241,000	10	210,000	9	241,000	10	210,000	12	241,000	14	210,000	13	241,000	12	200,000	16	181,000	15	400,000	5	137,000	13	151,000	18	127,000	18	81,000	8	66,000	8	56,000	8	44,000	8
8 茨城県	H22.4.1	232,000	19	213,000	11	218,000	17	198,000	15	232,000	13	213,000	11	232,000	17	213,000	12	232,000	15	208,000	12	200,000	11	235,000	24	133,000	17	日 20,000	—	日 17,000	—	日 20,000	—	日 17,000	—	日 20,000	—	日 17,000	—
9 栃木県	H22.4.1	194,000	36	177,000	33	194,000	25	177,000	22	194,000	33	177,000	30	194,000	36	177,000	32	194,000	34	177,000	31	158,000	30	194,000	39	116,000	27	103,000	25	83,000	27	—	—	—	—	日 10,450	—	日 10,450	—
10 群馬県	H22.4.1	198,000	34	173,000	34	198,000	22	173,000	24	198,000	30	173,000	33	198,000	34	173,000	35	198,000	29	188,000	20	173,000	19	342,000	8	138,000	12	日 23,000	—	日 20,000	—	—	—	—	—	日 11,000	—	日 11,000	—
11 埼玉県	H18.4.1	249,000	12	215,000	10	249,000	8	215,000	8	249,000	8	215,000	10	249,000	10	215,000	11	249,000	9	215,000	11	190,000	14	249,000	20	88,700	43	249,000	5	215,000	5	—	—	—	—	日 24,300	—	日 20,500	—
12 千葉県	H5.10.1	263,000	10	240,000	8	240,000	12	203,000	11	263,000	7	240,000	8	263,000	9	240,000	8	263,000	8	226,000	9	205,000	9	282,000	14	140,000	9	240,000	7	203,000	7	170,000	1	141,000	1	72,000	4	68,000	2
13 東京都	H22.4.1	530,000	1	433,000	1	530,000	1	433,000	1	530,000	1	433,000	1	530,000	1	433,000	1	530,000	1	472,000	1	433,000	1	433,000	3	240,000	1	530,000	1	433,000	1	日 28,500	—	日 26,600	—	日 28,500	—	日 26,600	—
14 神奈川県	H22.4.1	日 41,400	—	日 37,600	—	日 41,400	—	日 37,600	—	日 41,400	—	日 37,600	—	日 41,400	—	日 37,600	—	日 41,400	—	日 37,600	—	日 37,600	—	日 41,400	—	日 37,600	—	日 41,400	—	日 37,600	—	日 41,400	—	日 37,600	—	日 41,400	—	日 37,600	—
15 新潟県	H22.1.1	221,000	28	202,000	13	221,000	16	202,000	12	221,000	20	202,000	13	221,000	23	202,000	14	221,000	21	202,000	13	173,000	19	671,000以内	—	181,000	4	日 23,000	—	日 20,000	—	日 20,000	—	日 17,000	—	日 20,000	—	日 17,000	—
16 富山県	H6.1.1	220,000	29	200,000	16	200,000	20	175,000	23	220,000	21	200,000	16	220,000	24	200,000	18	220,000	22	180,000	27	160,000	28	220,000	31	120,000	23	日 17,000	—	日 14,000	—	70,000	10	60,000	11	日 14,000	—	日 12,000	—
17 石川県	H6.7.1	200,000	31	170,000	40	170,000	38	150,000	34	200,000	27	170,000	39	200,000	31	170,000	40	200,000	27	170,000	36	150,000	35	240,000	22	120,000	23	100,000	26	90,000	21	70,000	10	60,000	11	45,000	16	40,000	13
18 福井県	H6.1.1	170,000	43	160,000	42	150,000	40	140,000	39	170,000	41	160,000	42	170,000	44	160,000	43	170,000	42	160,000	40	140,000	40	320,000	10	120,000	23	日 14,000	—	日 13,000	—	日 14,000	—	日 13,000	—	日 14,000	—	日 13,000	—
19 山梨県	H9.1.1	222,000	25	189,000	24	177,000	35	147,000	36	210,000	25	177,000	30	210,000	29	177,000	32	210,000	26	177,000	31	153,000	31	222,000	30	112,000	29	日 12,700	—	日 11,300	—	—	—	—	—	日 12,700	—	日 11,300	—
20 長野県	H20.4.1	282,000	8	197,000	18	191,000	27	151,000	33	227,000	14	197,000	18	245,000	12	192,000	22	245,000	10	197,000	18	165,000	25	245,000	21	114,000	28	日 23,700	—	日 15,600	—	—	—	—	—	日 15,600	—	日 12,800	—
21 岐阜県	H6.12.1	189,200	40	163,400	41	189,200	29	163,400	30	189,200	38	163,400	41	189,200	41	163,400	42	189,200	39	163,400	39	146,200	39	202,100	37	133,300	16	94,600	28	86,000	24	—	—	—	—	日 15,000	—	日 13,000	—
22 静岡県	H22.4.1	日 38,900	—	日 35,400	—	日 38,900	—	日 35,400	—	日 38,900	—	日 35,400	—	日 38,900	—	日 35,400	—	日 38,900	—	日 35,400	—	日 35,400	—	—	—	日 35,400	—	日 38,900	—	日 35,400	—	日 38,900	—	日 35,400	—	日 38,900	—	日 35,400	—
23 愛知県	H19.1.1	359,000	3	320,000	2	359,000	3	320,000	2	359,000	3	320,000	2	359,000	4	320,000	3	359,000	3	325,000	2	291,000	2	499,000	2	165,000	7	277,000	4	228,000	4	95,900	7	78,400	7	78,400	2	64,900	3
24 三重県	H19.4.1	227,000	21	196,000	19	196,000	23	172,000	25	196,000	31	172,000	34	214,000	26	184,000	25	196,000	30	177,000	31	172,000	21	227,000	28	172,000	6	88,000	29	74,000	29	120,000	5	105,000	3	65,000	6	55,000	6
25 滋賀県	H8.4.1	226,000	23	202,000	13	226,000	14	202,000	12	226,000	16	202,000	13	226,000	19	202,000	14	226,000	18	202,000	13	191,000	13	265,000	17	125,000	21	226,000	9	202,000	8	日 17,600	—	日 14,700	—	日 17,600	—	日 14,700	—
26 京都府	H18.4.1	306,900	7	279,000	7	279,000	6	232,500	7	279,000	6	269,700	7	279,000	8	269,700	7	279,000	7	269,700	7	251,100	6	269,700	16	102,300	37	213,900	11	186,000	11	日 14,800	—	日 13,900	—	日 14,800	—	日 13,900	—
27 大阪府	H4.4.1	365,000	2	310,000	3	365,000	2	290,000	3	365,000	2	310,000	3	365,000	3	310,000	4	365,000	2	290,000	4	230,000	8	425,000	4	230,000	2	365,000	2	290,000	2	97,000	6	82,000	6	49,000	14	36,000	15
28 兵庫県	H4.5.1	330,000	6	290,000	6	330,000	5	290,000	3	—	—	290,000	6	330,000	7	290,000	6	330,000	6	290,000	4	280,000	3	290,000	12	110,000	30	310,000	3	270,000	3								

# 行政委員の報酬に係る他県の見直し状況

参考資料 2

平成22年7月21日時点

		見直し済 (平成21年1月大津地裁判決以降)	検討状況
1	北海道	H21. 2議会（収用委員）	収用以外については引き続き検討
2	青森県	H22. 2議会（日・月併用）	
3	岩手県		
4	宮城県		
5	秋田県		
6	山形県		年度内を目途に、必要な見直しを進める
7	福島県		
8	茨城県	H22. 2議会（収用、海区、内水面を日額）	
9	栃木県		
10	群馬県	H22. 2議会（収用を日額）	
11	埼玉県		
12	千葉県		
13	東京都		
14	神奈川県	H22. 2議会（公安委員、識見監査委員を除くすべて日額）	
15	新潟県	H21. 12議会（収用・海区・内水面のみ日額）	当面、3委員を日額化。他は引き続き検討。
16	富山県		
17	石川県		
18	福井県		
19	山梨県		
20	長野県		
21	岐阜県		基本的に見直す方向
22	静岡県	H22. 2議会（すべて日額）	
23	愛知県		
24	三重県		H23. 4改定予定
25	滋賀県		第三者委員会を設置し、年内をめどに提言をまとめる予定
26	京都府		
27	大阪府		H21. 9月議会で日額化議案撤回。 今後勤務実態を再度調査し、検討する予定。
28	兵庫県		
29	奈良県		
30	和歌山県		
32	島根県		
31	鳥取県	H22. 2議会（選管、収用、海区、内水を日額）	
33	岡山県		
34	広島県		
35	山口県		
36	徳島県		日額制への見直しも含めた検討を始める
37	香川県		
38	愛媛県		
39	高知県		
40	福岡県		
41	佐賀県		委員の公務外で行う活動実態を調べた上で見直しを検討
42	長崎県		
43	熊本県	H22. 2議会（日・月併用）	
44	大分県	H22. 2議会（選管、労働、収用、海区、内水を日額）	
45	宮崎県		大分方式も含めて見直し内容を検討中
46	鹿児島県		
47	沖縄県		

・見直し済 10県

（収用、海区、内水面を見直したところが多いが、さらに拡大している県もある。）